

北見市住民自治推進交付金制度検証会議 論点についての聞き取り調査

項目		中岡座長	宇山副座長	金山委員	嵐委員	谷井委員	中川委員	小川委員	井上委員	倉本委員
特区について	住民協働組織設立推進の為 要件緩和	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制度緩和の方策	<p>特区の設置に賛成 特区には2種類が考えられる。</p> <p>①現在の要件の緩和 ②地域区分を前提としない組織の認定</p> <p>①に関しては、現規定7項目の基準を1つずつ検討する必要がある。 ②に関しては、小学校区を前提としないまさに特区であり詳細は今後の課題。</p>	-	設立前の準備会参加団体の縛り	-	組織設立へ向けた活動団体への財政支援	<p>校区を中央部(東・西・南・北・中央)のエリアに広げたうえで、設立の要件を満たすものを組織として完結させる。(エリアごとの分割は可)</p> <p>合意形成が難しいエリアは、最初の設立要件を緩和し、小規模の組織を認め、5年間で原則要件を緩和しなければ解散させる特例を設ける。緩和内容: 現行の要件の数値の緩和 1/2⇒1/5 など</p>	-	組織設立へ向けた活動団体への財政支援	<p>校区をはずした中で、収益を生み出す事業(コミュニティビジネス)を実施する団体</p> <p>高齢者クラブと子ども会や青少年健全育成推進会が連携した取り組みを実施し高齢者に生きがいを感じてもらうような事業を実施する。</p>
	住民協働組織設立へ向けた方策	-	<p>《説明》 全町内会の実態をみながら時間をかけて地域の中の話し合いを進めて地域の人が納得できる形が望ましい。</p> <p>時間をかけて説明することが大切。小手先だけの制度改革では進まない地域もあるだろう。</p>	<p>公的課題を明確にする。 必須事業を3つ程度決める。</p> <p>組織を設立するための協議会を必ず作る(団体は特定しない) ⇒連合町内会・単位町内会の2つ以上、PTA、子ども会、推進会は必ず入る。</p>	<p>制度改正する前に出来ていない全地域の原因を探り出して、その要因を探ることが必要で、その中で制度を改正する事で対応できるところもあるだろう。</p> <p>地域にリーダーがいるかいないかの確認</p>	<p>3年間の時限で複数の団体が集まり「準備委員会」を設け、人材育成や公益的な活動を実施し、協働組織設立を目指す。</p>	-	<p>住民協働組織の活動の中に、益踊りで地域交流を図ることを推進する。(ふれあいの広場・青空の会・みどりの会などの名称で)</p>	<p>2・3年を目途に協働組織設立を目指す複数団体のネットワーク組織を「準備会」として認定し、活動支援をする。</p> <p>町内会の数ではなく、参加者数・世帯数の制限も設ける必要あり。</p>	-
特区の名称	住民協働準備組織	-	-	-	-	重点推進地区 暫定協働組織	コミュニティ自治区	-	特別認定区	-
担い手について	必要の可否	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	支援機関	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域	行政・NPO・地域
	理由	<p>住民協働組織の事務機能を担うNPO等の配置を希望する。 現在の町内会役員は高齢化しており、設立時ばかりでなく組織の日常的においても支援者が必要と思う。</p>	<p>市の職員が支援に入るのが一番問題ないと思う。 要請があって支援するのが行政。</p>	-	<p>地域の人がみんなでやっていくべき。</p>	<p>中間支援組織や住民協働組織連絡協議会からの助言などサポートの必要性を感じる。</p>	<p>地域ではなく北見自治区内に市民活動サポートセンターを設置し、センター職員によるサポートが必要。</p>	<p>札幌のまちづくりセンターや全国の先進地の状況を参考に支援員を配置するのが理想</p>	<p>NPOが支援してくれるのもいいと思う。</p> <p>既存の団体は、色々な活動をしているので、それだけでも大変な状況で、新しいことをやろうとすると事務手続き・事務量が増大し大変だと思う。</p>	-
市民への周知方法について	マスコミでの周知	-	-	○	○	-	-	-	○	-
	その他	<p>《発表会・表彰など》</p> <p>①地域づくり発表会の開催 ②地域づくり大賞等の表彰制度 ③公募制による話題づくり ④活動単位の募金活動(制度の広報)</p>	<p>《説明会の開催》</p> <p>設立要件が町内会が基本となっていることから、町内会長へ、ゆっくり時間をかけて説明していくこと。</p>	-	-	<p>《活動発表会》</p> <p>評価して、表彰を行い、一番評価の高いところには次年度の予算額に+αがあるなど競争意識をつけ活性化させる。</p>	<p>《ワークショップの開催》</p> <p>広報紙・伝書鳩・FMで参加を呼びかけて、区域ごとに必須とされる構成団体によって地域課題を出し合うワークショップを開催し、課題解決にむけた取り組みを実践する。</p>	<p>《説明会の開催》</p> <p>町内会の活動が衰退している状況や地域の人の生活多忙などの原因から地域に目を向けなくなる現状などを入れながら、再度説明会の実施をした方がよい。</p>	<p>《自治連との協力》</p> <p>自治連と協力し地域活動として一緒に周知する。</p>	<p>《活動DVDの作成》</p> <p>協働組織の活動が見える10分程度の動画を作成して上映会を開催する。</p>
報酬について	報酬の是非	-	×	△	×	×	○	○	×	×
	費用弁償・賃金	-	○	-	○	○	-	○	○	○
	理由	-	<p>活動費にあてるもの。 実費は別</p>	<p>極力さげたい 金額の定めがあればよい</p>	<p>特別な活動・地域外への旅費など実費弁償に係るものへの手当てをするべき。</p>	<p>成果報酬 質的な活動実費として考える</p>	<p>出所は別として、町内会も協働組織も報酬の考え方は同じだと思う。 会費・税金関係なく報酬は認める。</p>	<p>役員は色々大変なので、報酬は必要。 実費弁償はするべき。 拡げるときがない。</p>	<p>事務作業が大変なので人件費的にあてた方がよいのでは。 交付金は活動費に使うべき。</p>	<p>活動経費として出せるよう仕組みを作った方がよい。</p>
その他	-	-	-	-	-	余剰金の取り扱いについて	-	-	-	